

令和4年度 第1回 竹富町総合教育会議

日 時：令和4年7月28日（木）

10時00分～

場 所：竹富町役場 大会議室①②

次 第

1. 開 会 司会（政策推進課）

2. あいさつ 町長

3. 協議事項 進行（町長）

【協議1】 竹富町の教育及び文化の振興に関する大綱について

説明員：教育委員会

【協議2】 教育現場におけるDX化の取組について

説明員：教育委員会

4. その他

5. 閉 会 司会

（配布資料）

資料1_竹富町の教育及び文化の振興に関する大綱

資料2_教育現場におけるDX化の取組

資料3_竹富町総合教育会議構成委員名簿

資料4_竹富町総合教育会議設置運営要綱

竹富町総合教育会議設置運営要綱

平成28年2月3日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置する竹富町総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、本町の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議及び次ぎに掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の本町の実情に応じた教育及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は町長及び教育委員会（第8条において「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し町長が議事の進行を行う。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める
とき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要
があると認めるときは、この限りではない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、前条ただし書によ
り非公開とした部分を除き、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当
該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策推進課・教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議
が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日告示第71-1号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

竹富町総合教育会議構成委員名簿

No.	職 名	氏 名
1	町長	前 泊 正 人
2	教育長	佐 事 安 弘
3	教育長 職務代理者	島 村 賢 正
4	教育委員	上勢頭 輝
5	教育委員	仲新城 理 香
6	教育委員	西 表 一
7	教育委員会 総務課長	新 城 賢 良
8	教育委員会 教育課	西 原 智
9	教育委員会 社会文化課長	根 原 健
10	政策推進課長	小 濱 啓 由

竹富町の教育及び文化の振興に関する大綱

基本理念・基本目標

本町の目指す「日本最南端の大自然と文化のまちづくり(島々の自然が生きる町づくり、島々の文化が息吹く町づくり、島々の発展とともに未来にはばたく町づくり)」を町政運営の基本姿勢の下、活力ある人材育成の実現、生きがいのある豊かな生涯学習社会の実現に向けた教育及び文化の振興に関することを基本目標とします。

1 自ら学ぶ意欲と豊かな心の育成

学校・家庭・地域・行政が連携して地域において「地域の子どもは地域で育てる」協働体制の下、未来を担う子どもたちが夢を持ち、未来に向かってたくましく心豊かに生きる「ぱいぬ島っ子」の育成、また国際性豊かな視野の広い人材の育成を図ります。

2 潤いと生きがいのある生涯学習のまちづくり

国際化・情報技術の高度化、少子高齢化と急激に変化する社会において、町民の学習ニーズも高くなってきています。「いつでも・どこでも・だれでも」が学習出来る質・量とも豊かな学習機会を求めています。このような町民の学習ニーズに応えるため、生涯学習の基盤を整備し、町民が生きがいを感じられる生涯学習のまちづくりを図ります。

3 子育て支援などの課題への対応

地域の人々や団体等をつなぐ「地域コミュニティの拠点」としての町内公共施設等を有効活用する取り組みを推進することにより、地域とのつながり、子育て支援に関する本町の課題への対応を図ります。

4 スポーツ振興

町民一人一人が日常生活の中で、生涯にわたり積極的にスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいのある生活を営む上できわめて重要です。誰でも気軽に参加できる「生涯スポーツ」の種々の条件整備を図ります。

5 伝統文化の継承・発展及び文化活動の支援

各島々で先達から受け継がれてきた貴重な文化遺産を後世に引き継いでいくために、この残された有形・無形の文化財の適切な保護を図るとともに、地域の文化財が地域の活性化につながるように取り組んでまいります。また未来を担う若者をはじめとする全ての世代の文化活動が活発に行われる町づくりを図ります。

6 第2次竹富町海洋基本計画の推進

町民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋教育を推進するとともに、持続可能な開発及び利用を実現するため、関係研究機関と連携強化を図ります。

7 世界遺産の学校教育への活用

世界遺産や地域遺産などの自然環境等を通して、子どもたちへ地域に対する誇りや地域を大切に思う心情を育み、持続可能な社会の担い手としての意欲や態度を養います。

8 自治体 DX の推進

ICT の活用を推進し、離島における遠隔教育の導入など、先端技術を活用した振興策を積極的に展開します。また地域産業としての DX を推進するため、学校教育及び社会教育において産業振興を牽引する人材の育成を推進します。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第62号)第1条の3の規定に基づき定めるものです。

この大綱の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

令和4年7月28日

竹富町長 前泊 正人

教育現場における DX 化の取組

日本で一番DXが進んでいるのは教育



教員の資質能力向上：主にICT利活用の推進に関して

教員のICT活用指導力の向上を図るため、組織的なノウハウ・リテラシーの向上ができる体制・研修コンテンツを整備する。

ICT活用の得意な先生研修



- Google認定教育者、認定トレーナー取得の支援
- Google App ScriptやApp Sheet等のプログラミング支援

各校のエバンジェリスト支援



- ベンダー各社の校内研修用のコンテンツ提供・制作
- 得意な先生の取り組み事例や指導案等の共有

自己研鑽のためのコンテンツ整備



- いつでもどこでも学べるオンデマンド研修動画・資料